

福智町国内交流事業「少年の翼」



世界遺産や独特の琉球文化、雄大な自然を堪能  
沖縄県中城村で同年代の家庭に3日間ホームステイし、琉球文化と風土を体感する「少年の翼」。平和学習では沖縄戦の慰霊の地を見学し、戦争の悲惨さ、平和と命の尊さを学びます。

募集期間 ▶ 6月18日(日)～29日(金) [期間厳守]

募集人員 ▶ 町内の小学5・6年生25人

訪問期間 ▶ 8月25日(土)～27日(日)

参加費 ▶ 1人20,000円

※ 応募多数の場合は抽選となります。

※ 結団式、事前研修、解団式があります。

※ 詳しくは学校で配布するチラシをご覧ください。

問 福智町教育委員会 社会教育係 ☎28-2046

cultural exchanges

インフォメーション & ニュース in FUKUCHI

Joint participation

男女共同参画社会基本法が制定された平成11年6月23日にちなみ、毎年6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」としています。男女が職場や学校、地域、家庭などで個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を目指して、町では、男女共同参画推進条例を平成21年3月に制定。この条例に基づき、基本計画書作成に向けて委嘱された10人の審議会委員が約1年間審議を重ね、3月に基本計画書を作成しています。ぜひ、ご覧ください。



基本計画書と計画書のダイジェスト版

6月23日(土)～29日(金) は男女共同参画週間

男女が共に参画する社会を目指して

Tax information

県と市町村が連帯して徴収対策を強化することを目的に、福岡県地方税収納対策本部から4人の職員が、5月1日に派遣されました。任期は5月から2月末までの10か月間で、その間、町の税務課職員と共に滞納整理促進に携わります。町では、この機会に、県が持つ優れた徴収ノウハウを吸収し、従来の滞納対策の取り組みに加え、個人住民税などの地方税のさらなる徴収率向上を図ります。国民の三大義務の一つとして憲法に定められている「納税」。納期限内の納付にご協力ください。



県職員に併任辞令交付

県職員と連帯して徴収強化を図る

ホームタウンで一生涯に一度の思い出を



仲間や恩師との再会を満喫してください  
懐かしい顔がそろい、当時の思い出がよみがえる「福智町成人式」が次のとおり開催されます。人生の大きな節目をふるさとの仲間や恩師と喜び合い、ぜひ思い出話に花を咲かせてください。対象者には案内状を送付します。昨年度から午後からの開催となっていますので、お間違えないようにご注意ください。

日時 ▶ 平成25年1月13日(日) 14:00 開式  
※ 受付は13:00 から行います

場所 ▶ 福智町地域交流センター

対象 ▶ 平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれ

問 福智町教育委員会 社会教育係 ☎28-2046

平成24年度成人式

Adult ceremony

Tax information

税のお知らせ

税は暮らしを支える大切な財源です

「税金」は、医療や教育の充実、道路整備など、わたしたちの暮らしを豊かにする町の大切な財源です。忘れないように、期限までに納付してください。

1 滞納すると、高率の延滞金がかかります

→ 期限を守って納税している人との公平性を保つため

納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、次の割合で計算した延滞金が加算されます。

① 納付期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間は ▶ 年7.3パーセント

※ ただし、平成12年1月1日から当分の間は、前年の11月30日現在の商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合による。平成24年の場合は、年4.3パーセント

特例基準割合 年14.6%

納期限 1月後 納付日

② その後の期間については ▶ 年14.6パーセント

計算例1 平成24年度固定資産税1期分34,500円で納付期限が平成24年5月31日のとき、平成24年10月1日に納付した場合。

・ 年4.3%の日数(特例基準割合) ▶ 30日(平成24年6月1日～平成24年6月30日)

・ 年14.6%の日数 ▶ 93日(平成24年7月1日～平成24年10月1日)

$34,000(1,000円未満切り捨て) \times 4.3\% \times \frac{30}{365} \approx 120円(1円未満切り捨て)$

$34,000(1,000円未満切り捨て) \times 14.6\% \times \frac{93}{365} = 1,264円80銭$

A.  $120円 + 1,264円80銭 \approx$  延滞金1,300円(100円未満切り捨て)



2 督促状が届いたら手数料がかかります

→ 1通につき100円の督促手数料を徴収

納付期限の10日を過ぎても納付していない場合は、督促状が送付されます。延滞金も督促手数料も納付期限までに完納していれば、払わなくて済むものです。期限を守って納税しましょう。

3 滞納が続くと財産を差し押さえます

→ 給与・不動産・自動車などを差し押え

滞納が続くと、町は大切な町税を確保するため、法律の規定に基づき、やむをえず、滞納者の財産を差し押さえることになります。

4 滞納は、滞納者にとっては、延滞金や督促手数料、滞納処分といった不利益の元ですが、町にとってもその整理に多くの費用がかかる負担です。この費用は、貴重な町税等収入で補われており、滞納者が期限を守って納税していれば、費やさなくて済むものです。経費削減のためにも、納期限内納付にご協力ください。

問 税務課 収納対策係 ☎22-7762